

個人情報ファイル簿目次 （市民課）

No.	個人情報ファイル簿の名称
1	印鑑登録原票ファイル
2	印鑑登録原票（除印）ファイル
3	印鑑登録申請書、印鑑登録証再交付申請書、印鑑登録証亡失届出書、 印鑑登録廃止申請書ファイル
4	住民票・戸籍・印鑑登録証明書交付申請書ファイル
5	署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 ファイル
6	個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再 設定申請書ファイル
7	住民基本台帳
8	住民異動届書
9	戸籍の附票
10	住民基本台帳通知関係書
11	閲覧用住民名簿
12	出入国在留管理庁通知
13	個人番号カード交付管理台帳（交付管理システム）
14	個人番号カード受領書
15	個人番号カード交付者一覧表
16	住民基本台帳カード廃止・回収情報記録書（住基カードR7.12月の廃止に伴い、令和8年度から簿冊廃止）
17	個人番号カード廃棄管理簿
18	マイナンバーカード交付通知書関係書
19	本籍人戸籍届書
20	氏名の振り仮名の届書

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書交付のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4印鑑登録番号、5個人識別符号（個人番号ではない）、6印影、7旧氏、8通称名、9カタカナ表記	
記録範囲	印鑑登録申請を受理した者	
記録情報の収集方法	本人または代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡市役所市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票(除印)ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化都市市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録証明書交付のため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4印鑑登録番号、5個人識別符号(個人番号ではない)、6印影、7旧氏、8通称名、9カタカナ表記	
記録範囲	印鑑登録申請を受理した者	
記録情報の収集方法	・印鑑登録証亡失申請書、印鑑登録廃止申請書の提出により収集 ・死亡、転出、氏名変更など印鑑を職権抹消すべき事由があった住民を住基データから抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	高岡市役所市民課、伏木支所、戸出支所、中田支所、福岡支所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種類別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	印鑑登録申請書、印鑑登録証再交付申請書、印鑑登録証亡失届出書、印鑑登録廃止申請書ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録申請者の把握のため	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3生年月日、4住所、5印鑑登録番号、6電話番号、7印影	
記録範囲	印鑑登録申請を受理した者、申請代理人、保証人	
記録情報の収集方法	本人または代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種類別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	住民票・戸籍・印鑑登録証明書交付申請書ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民票の写し、戸籍証明、印鑑登録証明書交付申請者、交付対象者、委任状作成者の把握のため	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3生年月日、4住所、5本籍、6筆頭者氏名、7印鑑登録番号、8電話番号	
記録範囲	証明書交付申請者、交付対象者、委任状作成者	
記録情報の収集方法	本人または代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	電子証明書新規発行申請者、更新申請者の把握のため	
記録項目	1氏名、、2氏名振り仮名、3生年月日、4住所、5電話番号、6旧氏、7旧氏振り仮名、8通称名、9通称名振り仮名、10性別	
記録範囲	申請者、代理人	
記録情報の収集方法	本人または代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	個人番号カード暗証番号変更・再設定 電子証明書暗証番号変更・再設定申請書ファイル	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード暗証番号変更・再設定申請者および電子証明書暗証番号変更・再設定申請者の把握のため	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3生年月日、4住所、5電話番号、6性別	
記録範囲	申請者、代理人	
記録情報の収集方法	本人または代理人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する記録の整備のため (根拠法令等：住民基本台帳法)	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3出生年月日、4性別、5世帯主、6続柄、7本籍、8筆頭者、9住民となった年月日、10住所を定めた年月日、11住所、12従前の住所、13個人番号、14旧氏、15旧氏名、16選挙人名簿登録状況、17国民健康保険の資格情報、18後期高齢者医療の資格情報、19介護保険の資格情報、20国民年金の資格情報、21児童手当の受給資格情報、22住民票コードなど (外国人住民) 国籍、在留資格、在留期限の年月日、通称名、カタカナ表記など	
記録範囲	高岡市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワーク	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	住民異動届書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する記録の整備のため	
記録項目	1届出日、異動日 2届出人の氏名、振り仮名、住所、電話番号 3新住所、世帯主 4旧住所、世帯主 5異動する人の氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄 など	
記録範囲	住民異動に関する届出をした者	
記録情報の収集方法	本人等からの届出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	社会福祉課、長寿福祉課、建築政策課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	戸籍の附票	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍を単位として、戸籍の附票を作成しなければならないため (根拠法令等：住民基本台帳法)	
記録項目	1本籍、2筆頭者、3氏名、4氏名振仮名、5住所、6住所を定めた年月日、7生年月日、8性別、9在外選挙人の名簿登録市町村、登録年月日、抹消年月日 など	
記録範囲	高岡市に本籍を有する者	
記録情報の収集方法	本人からの戸籍の届出や住所地市町村からの通知による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	個人番号カード交付管理台帳	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳通知関係書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民に関する記録の整備のため (根拠法令等：住民基本台帳法)	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3出年月日、4性別、5世帯主、6続柄、7本籍、8筆頭者、9住民となった年月日、10住所を定めた年月日、11住所 などに異動、修正等があった場合の新旧の情報など	
記録範囲	高岡市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	他市町村長からの通知による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 高岡市総務部総務課(情報公開窓口) (所在地) 〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	閲覧用住民名簿	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の一部の写しの閲覧申出・請求事務手続きのため	
記録項目	1氏名、2氏名振り仮名、3住所、4生年月日、5性別	
記録範囲	高岡市に住民登録している者	
記録情報の収集方法	住民票システムからの出力による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	個人番号カード廃棄管理簿	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	出入国在留管理庁通知	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	在留関連事務手続きのため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5国籍、6在留カード番号、7在留資格期間、8在留期間の満了日	
記録範囲	出入国在留管理庁より在留資格等に関する通知があった者	
記録情報の収集方法	出入国在留管理庁からの通知による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付管理台帳	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	J-LISから個人番号カードを接受して市民へ交付するまでの管理のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5カード管理番号、6申請ID、7交付場所、8カード管理開始日、9交付通知書送付日、10交付日など	
記録範囲	高岡市に住民登録している者で個人番号カードの交付をおこなった者	
記録情報の収集方法	J-LISから送付されるカード発行一覧による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	個人番号カード受領書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付申請者がカードを受領したことの記録のため	
記録項目	1カード管理番号、2氏名、3住所、4生年月日、5性別、6交付日など	
記録範囲	高岡市に住民登録している個人番号カードの交付をおこなった者	
記録情報の収集方法	個人番号カード交付管理台帳（マイナンバーカード交付管理システム）からの出力による（出力した様式に、本人から受領の署名をもらう）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	個人番号カード交付者一覧表	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付者の把握のため	
記録項目	1カード発行番号、2氏名、3住所、4生年月日、5性別、6交付日、7有効期限、など	
記録範囲	高岡市に住民登録している者で個人番号カードの交付をおこなった者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳ネットワークシステムからのデータ抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	住民基本台帳カード廃止・回収情報記録書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳カード廃止・回収手続きのため	
記録項目	1処理日、2住所、3生年月日、4氏名、5性別、6事由	
記録範囲	廃止・回収となった住民基本台帳カード	
記録情報の収集方法	個人番号カードの交付やその他の理由により廃止・回収になる住民基本台帳カードの券面情報による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	個人番号カード廃棄管理簿	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード廃棄事務手続きのため	
記録項目	1廃棄処理日、2氏名、3生年月日、4住所、5事由、6返納日	
記録範囲	廃棄となった個人番号カード	
記録情報の収集方法	交付申請後、交付前の転出、有効期限切れなど様々な理由により破棄になる個人番号カードの券面情報による。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課(情報公開窓口) （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☒ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード交付通知書関係書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付通知書の送付に関する手続きのため	
記録項目	1氏名、2生年月日、4住所、（場合によっては性別、申請書ID、製造管理番号等）	
記録範囲	個人番号カード交付通知書を送付予定及び送付済みの者	
記録情報の収集方法	個人番号カード交付管理台帳（マイナンバーカード交付管理システム）からのデータ抽出による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口） （所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ☐ 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	本籍人戸籍届書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	受理した戸籍届書（本籍人分）の保管のため	
記録項目	1戸籍届出日、2氏名、3振り仮名、4性別、5生年月日、6住所、7世帯主の氏名、8本籍、9筆頭者の氏名等	
記録範囲	各種戸籍届出を行う者	
記録情報の収集方法	各種戸籍届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口）	
	（所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法第5章第4節は、戸籍法第129条に基づき適用除外。	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイル簿の種別	☒ 法75条第1項の規定による個人情報ファイル簿 ☐ 条例第3条第1項の規定による個人情報ファイル簿	
個人情報ファイルの名称	氏名の振り仮名の届書	
行政機関等の名称	高岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境文化部市民課	
個人情報ファイルの利用目的	受理した戸籍届書（本籍人分）の保管のため	
記録項目	1戸籍届出日、2氏名、3氏・名の振り仮名、4生年月日、5住所、6本籍、7筆頭者の氏名等	
記録範囲	氏名の振り仮名の届出を行う者	
記録情報の収集方法	氏名の振り仮名の届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	法務省	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）高岡市総務部総務課（情報公開窓口）	
	（所在地）〒933-8601 富山県高岡市広小路7-50	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	非該当	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考	法第5章第4節は、戸籍法第129条に基づき適用除外。	